



緩和ケア病棟の理念

患者さんが「その人らしく」穏やかな毎日を過ごすために
身体（からだ）やこころのつらさを和らげることを目指しています

緩和ケア病棟では以下の入退棟基準に則り、入院患者さんの受入れを行っています

入棟基準

1. 悪性腫瘍もしくは後天性免疫不全症候群（AIDS）による身体的・精神的な苦痛を持ち、緩和ケアが必要と診断されていること
2. 患者さんとご家族が以下の内容を理解された上で入院を希望されていること
 - （1）病状の進行による身体的・精神的苦痛に対して症状緩和を目的とした医療が行われること
 - （2）緩和ケア病棟入院中は抗がん剤および補完代替療法を用いた治療を行わないこと
 - （3）苦痛症状が緩和された時は療養の場の検討をして頂き、退院をお願いすること
3. 患者さん本人が病名・病状を理解しており、緩和ケアについての意見や希望を伝達できること
4. 以下の状況の患者さんの入院はお受けしていません
 - （1）緩和の対象となる症状が特になく、介護が入院の主な目的になる場合
 - （2）徘徊、大声をあげる、暴力行為を行うといった、他の患者さんの入院生活に影響を与えると判断される場合

退棟基準

入院された後に以下の条件に当てはまる状況がおこった場合は退院いただくことを原則とし、在宅療養の担当医や転院先の病院に対して緩和ケア病棟入院中の診療情報の提供を行います

1. 患者さんまたはご家族が退院を希望されるとき
2. 悪性腫瘍の縮小あるいは治癒を目標とした治療を希望されるとき
3. 悪性腫瘍以外の病気（併存疾患）を有し、その治療を優先する必要があるとき
4. 苦痛症状が緩和され、病状が安定したとき

病棟施設の制限について

当病棟においては透析（血液透析、腹膜透析）および人工呼吸器、心電図モニターの使用はできません

心肺蘇生術に関して

心肺停止状態に陥った場合の心肺蘇生術（心臓マッサージや人工呼吸等の延命処置）は行いません

緩和ケア病棟入院期間

1ヶ月間以内が目安になります